

令和6年冬号

ご存じですか？

# 特例承継計画の提出で、 事業承継に伴う税金0円に！ (2024年税制改正)

Art by ChatGPT

## 特例承継計画の提出期限2年延長！

2024年度（令和6年度）税制改正大綱が、2023年12月14日に与党より発表されました。

「定額減税」や「賃上げ税制」などが新聞テレビに取り上げられますが、隠れた目玉項目として、「事業承継に伴う特例承継計画の提出期限延長」があります。

## 目次

1. 事業承継税制の概要
2. 事業承継税制の流れ
3. 2024年（令和6年）税制改正
4. 活用のポイント

# 1 事業承継税制の概要

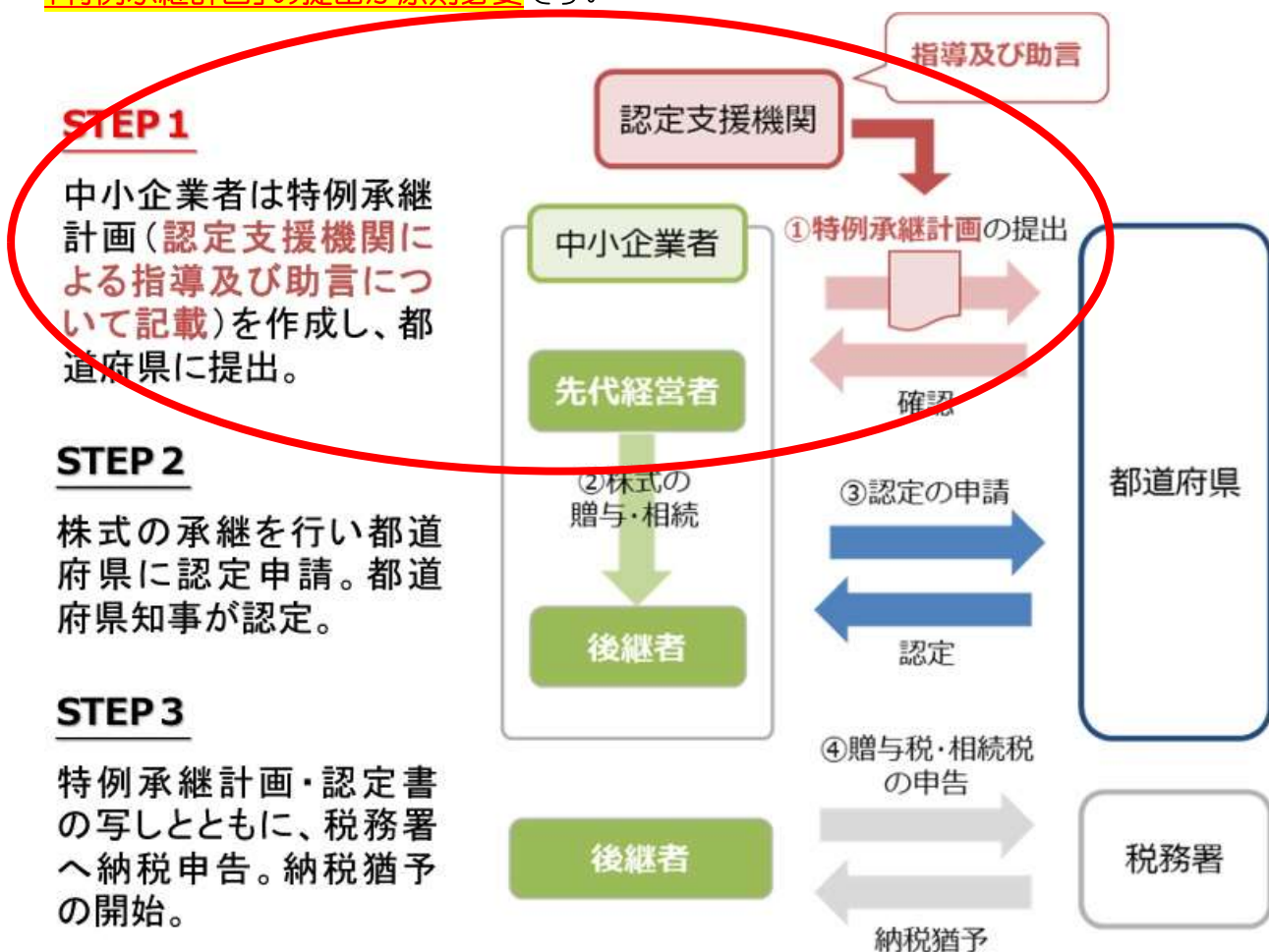
「事業承継税制」は、後継者である受贈者・相続人等が、円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合において、その非上場株式等に係る贈与税・相続税について、一定の要件のもと、その納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている「贈与税・相続税の納付が免除」される制度です(個人事業主も対象)。



出典：国税庁

# 2 事業承継税制の流れ

「事業承継税制」は、「事業承継に伴う税金が0円となる画期的な制度」ですが、要件として、**事前に「特例承継計画」の提出が原則必要**です。



出典：国税庁

## 2 2024年(令和6年)税制改正

特例承継計画の提出期限が、2024年(令和6年)3月31日に迫る中、2024年度(令和6年度)税制改正大綱で、下記の延長措置がとられました。

○ 個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、「個人事業承継計画(特例承継計画)」の提出期限を2年延長する。

○ 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、「特例承継計画」の提出期限を2年延長する。



## 3 ポイント



特例承継計画(個人事業承継計画)の提出期限は2年間延長されましたが、**事業承継税制の特例措置についての適用期限には変更がありません。**

また、**税制改正大綱には、「今後とも延長を行わない」と明記されています。**

**事業承継税制の適用をお考えの方は、早めに特例承継計画(個人事業承継計画)の提出をされることを強くお勧めします。**

	改正前	改正後
特例承継計画・個人事業承継計画の提出期限	2024年(令和6年)3月31日	<b>2026年(令和8年)3月31日</b>
法人版事業承継税制の特例措置の適用期限	2027年(令和9年)12月31日	同左(改正無し)
個人版事業承継税制の適用期限	2027年(令和9年)12月31日	同左(改正無し)



**Q: 特例承継計画を提出したら、その計画に書いたとおりに事業承継税制の適用をしないといけないのですか?**

**例えば、計画を提出した後に、後継者の変更は認められますか?**

**M&Aで会社を売却したりすると罰則などがあるのですか?**

特例承継計画を提出しているだけの段階(事業承継税制の適用未)では、**後継者の変更もM&Aでの会社の売却も、全く問題ありません。**

つまり、**「特例承継計画を取り敢えず出しておく！」**というのが制度的にも認められています。

注：今回の内容は国会を通過するまでは正式な確定事項ではありませんので、ご注意ください。

ご用命がありましたら、遠慮なくお電話やメール等頂けましたら幸いです。お気軽にご相談下さい。

0120-516-264 [imamura@money-c.com](mailto:imamura@money-c.com) 担当：今村





## 会社概要

会社名	<b>M<sup>oney</sup>-c</b> マネーコンシェルジュ 税理士法人	<b>Bs</b> 会社売るなら、ビジサク！ ビジネスサクセッション株式会社
代表	今村 仁	
所在地	〒530-0054 大阪府大阪市北区南森町 2-1-29 三井住友銀行南森町ビル 3F	〒107-0052 東京都港区赤坂 8-13-19 インペリアル赤坂 1 番館 512 号
電話番号	06-6450-6990	03-6455-4275
FAX 番号	06-6450-6991	03-6455-4276
メールアドレス	info@money-c.com	info@business-s.jp
ホームページ	https://www.money-c.com https://sogyo5.money-c.com https://chosa.money-c.com https://kessan.money-c.com https://tsubo.money-c.com	https://www.business-s.jp
営業日	月～金 9:00～17:30	
休業日	土・日・祝日	
人数	9人 (税理士3人、グループ全体)	
資本金	2,000万円 (グループ全体)	
設立	2003年	2007年
業務内容	税務会計業務全般 (電子申告対応) / 記帳代行業務 / 給与計算代行業務 / 経営コンサルティング業務 / 経営分析・事業計画作成支援業務 / 新規開業支援業務 / 節税及び金融機関対策業務 / 経理の合理化支援業務 / 自計化支援業務 / 会計ソフト導入・運用支援業務 / 相続贈与申告・対策業務 / 事業承継支援業務 / 相続名義変更支援業務 / 税務調査対応業務 / IPO 支援業務 / M&A 支援業務 / セミナー講師業務 / 執筆業務 ◎『認定経営革新等支援機関』に認定	M&A に関する仲介、斡旋、アドバイザー業務 企業及び事業の再生、再構築に関するアドバイザー業務 MBO 支援業務 企業、事業のデューデリジェンス業務 事業承継全般のコンサルティング業務 セミナー業務・執筆業務など
決算期	12月	12月
取引銀行	三井住友銀行 南森町支店	三井住友銀行 赤坂支店
ネットワーク	株式会社オールアバウト「節税対策」公式ガイド / 株式会社日本 M&A センター「ビジネスサクセッション」 / NPO 法人相続アドバイザー協議会 上級アドバイザー / ビジネス会計人クラブ (BAC) 会員 / 日本ファイナンシャルプランナーズ協会 / 株式会社ミロク情報サービス / 積水ハウス株式会社 / 大阪商工会議所北支部 / 積和不動産関西株式会社 / 相続名義変更アドバイザー事務所 / 宝印刷株式会社 / フジ住宅株式会社 / 株式会社オンデック / 大和ハウス工業株式会社 その他、司法書士・社会保険労務士・弁護士・行政書士など	
アクセス	<p>地下鉄：大阪メトロ谷町線・堺筋線「南森町駅」①出口を出てすぐ            JR：東武線「大阪天満宮駅」①出口を出てすぐ            車：阪神高速「南森町」下車すぐ</p>	<p>地下鉄：東京メトロ千代田線「乃木坂駅」①出口徒歩5分「赤坂駅」②出口徒歩8分            東京メトロ銀座線・半蔵門線・都営大江戸線「青山一丁目駅」④北出口徒歩10分            東京メトロ日比谷線・都営大江戸線「六本木駅」②出口徒歩10分</p>